

心理・福祉連絡会議に参加して

令和2年10月3日、毎年開催される連絡会議は今回、新型コロナウイルス感染対策として、集合研修ではなく Zoom を活用したウェブ研修で開催されました。

新型コロナウイルスとの関連性として興味深かったのは、インドで製造された HIV 治療薬の流通が滞り、潜在的に価格が高騰したということです。エイズは、治療により「死ぬ病気」ではなくなってきましたが、6ヶ月間治療を中断するとウイルスの増加率が上がり死亡率が上がるとのことで、コロナ禍において、



エイズ治療患者にも治療継続を困難にさせるという影響があることを痛感しました。また、エイズの急性期においては、発熱などの症状が出るため、コロナ感染との鑑別をする必要がありますが、HIV感染の可能性がある人にとって病院受診は敷居が高いことです。差別や偏見がウイルスとの戦いを妨げてしまうことで、症状悪化や

感染拡大につながってしまうことも懸念されるということを理解しました。さらに、コロナウイルス蔓延以降、保健所ではエイズ相談や検査の受付を一時ストップしていた現状もあります。日本のエイズ患者はここ数年減少傾向ですが、コロナウイルスの影響により、HIV感染者やエイズ患者の増加につながる可能性もあることが予測され、心身共にHIV感染者やエイズ患者への支援体制も改めて充実させる必要性があると感じました。

また、心理士さんの講義より、感染流行期のメンタルヘルスについての話題があげられました。見えないものへの脅威から精神的不安が身体症状に現れることはエイズに限らずコロナウイルスにおいても同様のことが言えます。エイズはセクシャリティも含めて差別や偏見の問題がありますが、コロナウイルスにおいて、帰省者への誹謗中傷やマスク着用における過干渉なども、過剰な恐怖から差別や偏見につながっている部分があると感じます。感染症と差別の問題は普遍的な課題として、まだまだ終わりが見えないコロナ禍において意識を高くしておく必要があると思いました。

エイズ委員会：寿泉堂総合病院 根本

インフォメーション

コロナウイルス感染症の影響により更新申請が延長されます。

●自立支援医療について（福島県HPより）

○令和3年2月末までについて

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、令和2年3月1日～令和3年2月末日までに受給者証の有効期間が満了する受給者を対象に、その有効期間が1年間延長する措置がとられています。

○令和3年3月1日以降について

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者については、通常の手続きが必要となる予定です。

●障害年金について（日本年金機構HPより）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、障害状態確認届（診断書）の提出期限が1年間延長されました。具体的には、令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方について、提出期限がそれぞれ1年間延長されます。これに伴い、令和2年2月から令和2年6月の間に提出期限を迎える方は、現時点で診断書を作成いただく必要はありません。

また令和2年7月から令和3年2月までの間に提出期限を迎える方には、本年は日本年金機構から、障害状態確認届（診断書）を送付しません。障害状態確認届（診断書）は、来年以降、改めて送付します。

なお、今回の提出期限の延長の対象となる方々には、おって個別にお知らせ文書を送付します。

